

大津市社会教育推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育団体等が実施する社会教育（体育の活動を除く。以下同じ。）に関する事業の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって社会教育及び家庭教育の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会教育関係団体 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。
- (2) 単位団体 おおむね大津市立小学校又は中学校の通学区域として定められた区域内の住民で組織された社会教育関係団体をいう。
- (3) 連合体 全市的に組織された社会教育関係団体をいう。
- (4) 青少年指導者 単位団体等の団体が行う体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動において、指導的な立場で当該活動を行う青少年をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱による社会教育推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育の推進に寄与すると市長が認める事業（次号及び第3号に掲げるものを除く。以下「社会教育推進一般事業」という。）
- (2) 保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するための事業（以下「家庭教育推進事業」という。）
- (3) 青少年指導者の育成に寄与すると市長が認める事業（以下「青少年指導者育成事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は補助対象経費から補助事業の実施により生じた収入（補助対象者が拋出したものを除く。）を控除した額のいずれか少ない方の額と、補助対象者の区分ごとに別表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(間接補助)

第7条 補助対象者の下部組織等に当たる団体が補助事業を実施する場合において、それに要する第5条に掲げる経費の全部又は一部について補助対象者が補助金として当該団体に交付する場合（当該団体が直接補助金の交付を受ける場合を除く。）においても、市は、当該補助対象者に対し、補助金を交付することができる。

(事業の募集等)

第8条 市長は、期間を定めて、補助事業の提案を募集するものとし、これに応募しようとするものは、大津市社会教育推進事業補助事業提案書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 事業収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 規約等の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの
（審査）

第 9 条 市長は、前条の規定による応募があった補助事業について、提案書を審査し、事業の選定及び補助金の交付申請額の査定（以下「事業選定等」という。）を行うものとする。

- 2 事業選定等は、別に定める審査委員会が行い、市長は、同委員会の審議の結果を尊重し、補助事業を採択し、補助金の交付予定額を決定する。
（交付申請書）

第 10 条 大津市補助金等交付規則（平成 10 年規則第 32 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市社会教育推進事業補助金交付申請書（様式第 4 号）とする。

- 2 前項に規定する書類の提出期間は、市長が別に定める。
（決定通知書）

第 11 条 規則第 7 条第 1 項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

- 2 規則第 7 条第 2 項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。
（事情変更による取消通知書等）

第 12 条 規則第 9 条第 5 項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）又は大津市社会教育推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第 13 条 規則第 13 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請書（様式第 9 号）又は大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 10 号）とする。

- 2 前項の承認申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
（承認通知書等）

第 14 条 規則第 13 条第 2 項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助事業変更承認決定通知書（様式第 11 号）若しくは大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 12 号）又は大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 13 号）若しくは大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 15 条 規則第 14 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市社会教育推進事業補助事業実績報告書（様式第 15 号）とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 16 号）
- (2) 事業収支決算書（様式第 17 号）
- (3) 補助事業の経費支出に係る領収書等の写し（明細のわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

- 3 前 2 項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第 16 条 規則第 15 条の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金確定通知書（様式第

１８号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１７条 規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会教育推進事業補助金交付請求書（様式第１９号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第１８条 規則第１８条第２項において準用する同条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会教育推進事業補助金交付請求書（様式第２０号）とする。

（取消通知書）

第１９条 規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第２１号）により行うものとする。

（返還通知書）

第２０条 規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市社会教育推進事業補助金返還通知書（様式第２２号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第２１条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後１０年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第２２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 大津市家庭教育推進事業補助金交付要綱（平成１０年制定）は、廃止する。
- この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

- この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

別表（第４条、第６条関係）

１ 社会教育推進一般事業

区分	補助対象者	補助限度額
広域部門	全国的に組織された社会教育関係団体の下部組織からなる連合体及びこれに準ずるものとして市長が認める団体（以下「広域団体」という。）	次の各号に掲げる当該広域団体の構成員の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) ３０人以下 １５，０００円 (2) ３１人以上５０人以下 ２３，０００円 (3) ５１人以上１００人以下 ３０，０００円 (4) １０１人以上１５０人以下 ３８，０００円 (5) １５１人以上２００人以下 ４５，０００円 (6) ２０１人以上３００人以下 ６０，０００円 (7) ３０１人以上４００人以下 ７５，０００円

		(8) 401人以上600人以下 90,000円 (9) 601人以上800人以下 113,000円 (10) 801人以上1,000人以下 135,000円 (11) 1,001人以上1,300人以下 158,000円 (12) 1,301人以上1,600人以下 180,000円 (13) 1,601人以上2,000人以下 210,000円 (14) 2,001人以上3,000人以下 240,000円 (15) 3,001人以上5,000人以下 270,000円 (16) 5,001人以上 300,000円
活動部門	市内に主たる事務所を有する団体（広域団体に該当するものを除く。）	50,000円

2 家庭教育推進事業

補助対象者	補助限度額
単位団体からなる連合体	200,000円
単位団体及び市内に主たる事務所を有する団体（単位団体からなる連合体に該当するものを除く。）	50,000円

3 青少年指導者育成事業

補助対象者	補助限度額
単位団体からなる連合体	300,000円
単位団体及び市内に主たる事務所を有する団体（単位団体からなる連合体を除く。）	50,000円

大津市社会教育推進事業補助事業提案書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（応募団体）

所在地

団体名

代表者名

住所

TEL

E-mail

年度大津市社会教育推進事業補助事業として、下記のとおり事業を提案します。

記

1 提案する事業の名称 大津市社会教育推進事業補助事業

2 提案事業の部門及び補助申請予定金額

☐ A：社会教育推進一般事業（広域部門） _____ 円

☐ B：社会教育推進一般事業（活動部門） _____ 円

☐ C：家庭教育推進事業 _____ 円

☐ D：青少年指導者育成事業 _____ 円

3 企画提案する事業の完了予定年月日 年 月 日

4 関係書類

（1）事業計画書（様式第 2 号）

（2）事業収支予算書（様式第 3 号）

（3）規約等の写し

（4）その他市長が必要と認めるもの

※A：社会教育推進一般事業（広域部門）の提案をする者は、B：社会教育推進一般事業（活動部門）を併せて提案することはできない。

(表面)
事業計画書

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 事業の概要

事業のねらい	
--------	--

No.

事業実施 予定日	事業名・場所	事業内容・対象者・参加予定人数	備考
月 日	名称： 場所：	内容： 対象者： 参加予定人数：	
月 日	名称： 場所：	内容： 対象者： 参加予定人数：	
月 日	名称： 場所：	内容： 対象者： 参加予定人数：	

(裏面)

No.

[illegible]

様式第 3 号（第 8 条関係）

（表面）
事業収支予算書

団 体 名				
代表者名				
団体の概要	単位団体数 (連合体の場合 のみ記入)	団 体 (月 日現在)	会 員 数	人 (月 日現在)

1 収入の部

（単位：円）

項 目	金 額	摘 要
市補助金		大津市から
計		

(裏面)

2 支出の部

(単位：円)

[illegible]

大津市社会教育推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

（連絡先

（担当者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市社会教育推進事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

大津市社会教育推進事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市社会教育推進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

（注） 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市社会教育推進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市社会教育推進事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市社会教育推進事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

（連絡先 ）

（担当者 ）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市社会教育推進事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 10 号（第 13 条関係）

大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

（連絡先 ）

（担当者 ）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市社会教育推進事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃 止）する理由	
中 止（廃 止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市社会教育推進事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 に 係 る 事 業 の 変 更 年 月 日	年 月 日

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承認に係る中止（廃止）の 年月日	年 月 日

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと 決定した理由	

様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市社会教育推進事業補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 所在地

団体名

代表者名

（連絡先 ）

（担当者 ）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市社会教育推進事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	

事業報告書

1 団 体 名

2 代 表 者 名

3 事業の概要

No.

事業 実施日	事業名・場所	事業内容・成果・対象者・参加人数	備考
月 日 : ~ :	名称 : 場所 :	内容 : 成果 : 対象者 : 参加人数 : 人	
月 日 : ~ :	名称 : 場所 :	内容 : 成果 : 対象者 : 参加人数 : 人	
月 日 : ~ :	名称 : 場所 :	内容 : 成果 : 対象者 : 参加人数 : 人	
月 日 : ~ :	名称 : 場所 :	内容 : 成果 : 対象者 : 参加人数 : 人	

事業収支決算書

団 体 名	
代表者名	

1 収入の部

(単位:円)

項 目	当初予算額	決算額	摘 要
補助金			大津市から
合 計			

2 支出の部

(単位:円)

項 目	当初予算額	決算額	摘 要
合 計			

大津市社会教育推進事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助事業について、次のとおり大津市社会教育推進事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市社会教育推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市社会教育推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市社会教育推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市社会教育推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補助金の既交付金額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市社会教育推進事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会教育推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。